

「一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業に付帯する事業等に係る課税・非課税の判定計算書」の記載上の留意点(三重県)

総収入金額の区分は、この表により(A)農業収入(B)付帯事業収入(C)その他収入(D)その他収入に含まない(E)別計算に区分して計算してください。なお、注書きにより例外がありますのでご注意ください。

記載されていない収入科目については、この一覧表に準じて計上してください。

	収入科目	農業収入金額 (A)	付帯事業収入金額 (B)	その他収入金額 (C)	その他の収入に含まない (D)	別計算 (E)
1	米作売上	○				
2	米作以外の穀作農業売上	○				
3	野菜作売上	○				
4	果樹作売上	○				
5	花き作売上	○				
6	その他耕種農業売上	○				
7	畜産農業売上			○		
8	耕種農業に係る補助金、交付金等	○(注1)		○(注1)		
9	建物、設備等取得に係る補助金等			○(注2)		
10	農業共済金	○(農産物減収補填分)		○(注3)		
11	農作業受託料		○			
12	製造、加工販売売上		○(注4)	○(注4)		
13	施設、設備、土地利用料			○		
14	受取利息、配当金			○		
15	満期保険金・解約返戻金			○ 運用益部分のみ	○	
16	保険等の配当金			○		
17	生命保険金 損害保険金			○(注5)	○(注6) 支払相当額と相殺されたもの 又は圧縮損等により収益反映 しないもの	
18	償却資産売却益			○ 取得価格を超える部分のみ	○	
19	土地譲渡益等					○(注7)
20	有価証券売却益					○
21	その他事業に係る所得			○(軽微なもの)		○
22	各種引当金・準備金の繰戻額				○	
23	租税還付金				○	
24	還付加算金			○		
25	消費税				○(注8)	
26	債務免除益				○	
27	現金過不足				○	

(注1) 耕種の事業に直接関連して交付される減収補填、作付に対する交付金、大口利用者奨励金等は「農業収入金額」に、その他の交付金等は「その他収入金額」に含まれます。

(注2) 国又は地方公共団体(これらに準ずる公益法人等の公的機関を含む)から収入した、施設整備に対する補助金・雇用調整助成金・借入れに対する助成金等が該当します。但し、補助の目的のために支出した金額を超える部分は「その他収入」に含まれます。

(注3) 減収補填を目的として支払いを受ける共済金以外は「その他収入金額」に含まれます。

(注4) 自家栽培の原材料のみを使用して製造、加工を行っている場合は「付帯事業収入金額」に含まれます。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造、加工活動に専従の常用労働者を使用するときは「その他収入金額」に含まれます。また、別途店舗を構えて販売する場合、原材料を他から購入し製造、加工する場合は「その他収入金額」に含まれます。

(注5) 滅失した資産の取得価格を上回る金額、修理費用の実費を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金は「その他収入」に含まれます。

(注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、賠償保険金等の内、事故当事者又はその親族へ支払った金額をいい、「圧縮損等により反映しないもの」とは、法人税法上損金算入が認められる収入金額をいいます。

(注7) 所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損がある場合は、土地の譲渡にかかる経費を控除した後の譲渡所得金額を記載します。なお、土地の譲渡益等について、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の特例)の規定により損金の額に算入された金額があるときは、当該損金の額に算入された金額に相当する額を土地の譲渡益から控除してください。また、土地の譲渡費用には、譲渡した資産の維持管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子等の費用は含まれません。

(注8) 消費税(地方消費税を含む「以下同じ」)課税事業者で、税込会計方式を採用している場合、収入金額に含まれる消費税相当額はその他収入に含まれません。但し、税抜き経理方式を採用し、簡易課税制度の適用がある場合で、益金として計上した消費税差額は「その他収入」に含まれます。

(その他) この表は一般的な項目について記載したものであり、記載されていない収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。